## クロスボウ講習会(初心者) 開催のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

記

1 クロスボウ講習会の開催日時・場所

開	催	日	時	開	催	場	所
令和4年11月29日(火) 午前9時から午後5時まで				秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第二庁舎5階会議室			

- 2 受講対象者
  - 初めてクロスボウの所持許可を受けようとする方
- 3 受講定員 15人
- 4 受講申込み
- (1) 受付場所
  - 受講申込者の住所地を管轄する県内の各警察署
- (2) 受付期間
  - 令和4年10月24日(月)から同年11月22日(火)までの平日午前8時30分から午後5時まで
- (3) 必要書類
  - ア 受講申込書 1通

受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページ(メニュー $\rightarrow$ 申請・手続 $\rightarrow$ 銃 砲・火薬類関係 $\rightarrow$ 銃砲・火薬類関係申請・届出様式)からダウンロードもできます。 イ 写真 1 枚

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、大きさが縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの。

- (4) 講習手数料
  - 6,900円
  - ※ 講習手数料は、県証紙により受講申込時に納付してください。
- 5 その他

講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話018-863-1111内線3054) 又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わ せください。